「相談通訳」における コミュニティ通訳の専門性



内藤 稔 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター 特任講師

はじめに

日本社会において、いわゆる「内なる国際化」が進展して止まない。国内の少子高齢化や産業の空洞化などを背景に、国外からの労働力への依存が高まっているほか、社会経済情勢の変容に伴い、日本で暮らす外国人の数は増加の一途をたどる傾向にある。2011年3月11日に起こった東日本大震災の影響などにより、その数は微減傾向にはあるものの、直近の法務省入国管理局の統計によれば、2011年末現在において、日本国内における登録外国人数は2,078,508人、国籍は190カ国(無国籍を除く)を数えており、20年前と比較すると、登録者数ベースでは約7割の増加を示している[法務省入国管理局 2001; 2012]。

このことからも、現在日本社会においては、多言語・多文化化が進行していると言えるだろう。折しも 2012 年 7 月 9 日に、新たな在留管理制度が導入された。これにより旧来からの外国人登録制度が廃止となり、それに伴い、入管法上の在留資格を有し、日本に中長期間在留する外国人には在留カードが交付され、また外国人住民にも日本人と同様、住民基本台帳法が適用されることとなった。つまりいまでは、外国人住民にも住民基本台帳が作成され、住民票の対象になる [総務省 2012] など、外国人は日本社会における一構成員としての位置づけが明示化

されることとなった。これにより外国人に対し、日本人同様、各地域社会に暮らす一住民として必要な公共サービスへのアクセスの確保が、あらためて必要視されることとなった。

こうした社会環境の変化に伴い、昨今、主に外国人支援の分野で富みに関心を 集める存在となっているのが「コミュニティ通訳」である。コミュニティ通訳と は、司法、行政、教育、医療などの分野で、言語・文化的なマイノリティとして おかれている人たちを、通訳・翻訳面から支援し、ホスト社会につなげる「橋渡 し役」を務める「杉澤 2011] 通訳である。

日本ではこれまで通訳と言えば、学術場面においても、同時通訳を主とした、いわゆる「会議通訳」が中心となることが多かった。会議通訳は、主として日本に一時的に滞在する、外交やビジネスといった分野の専門家の外国人を対象とするものであり[水野 2008]、会議に同席する日本人もまた専門家であることが多い。言ってみれば、会議通訳は、専門家と専門家をつなぐ役割を担っていると考えられる。その一方、コミュニティ通訳は、日本社会に暮らす、言わば市井の外国人住民を対象にしたものであり、ホスト社会側の専門家との間に立ち、生活に根差した諸問題の解決に向け通訳を行うという点で大きな異なりがある。また会議通訳では、経済や政治、国際関係に始まり、情報技術や環境といった分野におけるグローバルな知識が求められる。それに対し、コミュニティ通訳では、特にホスト社会における公共サービス分野でのローカルな制度面の知識が求められることとなり[Naito 2012]、またさらには人の生命や心的拘束など、基本的人権の保障にも関わるため、適切な技術と知識を併せ持つ通訳者が必要とされる[金澤2005]など、会議通訳とは異なる、独自の専門的な知識や通訳者としての立ち位置が求められると言える。

今後日本社会において、外国人住民が暮らしのなかで直面する課題や問題は、 さらに多様化、複雑化していくことは間違いないであろう。本稿では、筆者がこれまで携わってきた会議通訳との比較を通して、コミュニティ通訳の実践の現場において、通訳者に求められる役割を検証しながら、その「専門性」を分析し、提示していくことを目的とする。

1 コミュニティ通訳の役割

(1) コミュニティ通訳における相談通訳の位置づけ

コミュニティ通訳の主たる専門領域としては、先述の通り、司法通訳、行政通 訳、教育(学校)通訳、医療通訳などの分野が挙げられる。しかしそもそも外国 人住民は、実際課題や問題が抱えた際に、一体それがどのカテゴリーに属するのか、またホスト社会側のどの専門家と話をし、課題解決にあたるべきなのか、その判断がつかない場合が多い。こうした観点に立った際、外国人住民にとって課題解決の「入口」となり、必要不可欠とされるのが「相談通訳」である。すなわち、相談通訳は、先ほど定義されたコミュニティ通訳の4つの領域に加え、もう1つの核となる専門領域であると考えられる。

ここで述べる相談通訳は、各地の弁護士連合会が開催する無料法律相談会や、 弁護士や社会保険労務士、行政書士、精神科医といった専門家が一堂に待機し、 ワンストップで外国人が抱える諸問題の相談に応じ、解決策の提示を図るリレー 専門家相談会などを指す。

通常こうした相談通訳では、30分間という限られた時間的枠組みにおいて、外国人住民と専門家の間での相談が通訳者を介在した形で行われることとなる。その場で相談者の課題が解決されることが望ましいが、仮に問題がきわめて深刻、かつ複雑であり、解決に至らない場合は、相談案件はその後に継続されることとなる。例えば法律関連の相談事案であれば、後日弁護士事務所において、さらなる聞き取りやその後に必要な手続きが交わされ、コミュニティ通訳の専門領域で言えば「司法通訳」の範疇に分類されていく。また仮に弁護士が相談会において、通訳者を介しながら相談者とやりとりを重ねるうち、精神的な疾患が発症している端緒に気がついた場合には、相談会場に待機する精神科医や心理カウンセラーといった医療分野の専門家に案件をつなぐ形で連携を図りながら、相談が行われることとなる。その結果、長期的な診療が必要との判断に至った場合には、「医療通訳」の範疇に属する案件として継続がなされることとなる。

このように相談通訳は、その後、さらにいくつかの専門領域に枝分かれされるコミュニティ通訳の根幹を成す分野であり、まさしく礎であると言えよう。

特に相談通訳における通訳者の役割は、単なる言語間の訳出行為にとどまらず、ホスト社会とは異なる言語や文化を有する外国人住民が抱える、心理面を含めた諸問題の内実を読み取り、それをもとに、他の専門家とともに課題を適切、かつ迅速に解決することにある。また、関[2009:89]によると、「相談者の通訳を付される権利を前提とするならば、相談通訳業務が十全に行われなければその権利も全うされないという関係にあり、この点で非常に責任が重い業務」であると言われている。

(2) 会議通訳との比較

筆者は現在、主として相談通訳や民事を対象とした司法通訳の分野におけるコミュニティ通訳として実践の現場を踏みながら、日々、教育・研究活動に従事している。それ以前においては、米国の通訳・翻訳専門職大学院であるモントレー国際大学の会議通訳修士課程においてトレーニングを積み、その後は外資系企業での社内通翻訳者を経て、フリーランスの会議通訳者として通訳業務にあたる一方、東京外国語大学の学部・大学院において会議通訳教育に携わってきた。世界的に見れば、第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判において、すでに複数の言語間で行われたことからも見て取れる[松縄 2007]ように、会議通訳の教育、および研究の歴史は長い。

一方「コミュニティ通訳は、世界で最も歴史の長い通訳形態であるにもかかわらず、通訳実践者、および学者からは、もっとも無視された存在となっている」 [Roberts 1994 as cited in Mikkelson 2005, p. 127 筆者訳]との指摘がある通り、コミュニティ通訳の概念自体が未だ明確に定まったものにはなっていない。学術研究が進み、また職業としても広く「専門職」としての認知がなされ、AIIC(国際会議通訳者協会)を代表とする職能団体も設立されている会議通訳と比較すると、Roseann, Vazquez, and Mikkelson[1991] が指摘するように、コミュニティ通訳はアマチュア、ないしはアドホック通訳者が行うこともある一方、Mikkelson[2005] が主張するように、医療、司法、あるいは社会サービス分野の通訳で一定のトレーニング経験を有する通訳実践者が正式な業務として行っている場合もあるなど、業務従事者のバックグラウンドにかなりの振れ幅があると言えよう。

こうした事情は、日本にも当てはまると考えられる。実際、相談会を主催する 国内の多くの地方自治体や国際交流協会などにおいては、個々に設けられた通訳 ボランティア制度に登録する、いわゆる「通訳ボランティア」が業務にあたって いるケースが多い。またそのほか、各々の組織・団体に属する「相談員」や「国 際交流員」が通訳業務を兼務している場合がみられる。後者の場合においては、 日々コミュニティ通訳としての現場を有し、実践知の蓄積が図られていることも あり、今後は専門職としての確固たる地位の確立が目指されることとなる。

会議通訳とコミュニティ通訳のいずれの経験も有する筆者がこれまでの実践を振り返るに、これら双方には、角度こそ異なるものの、業務を遂行するにあたっては、等しく専門職として認知されるに足る、独自の役割と専門性が存在していると言える。

もちろん国が異なれば、ことばや文化が異なることとなる。その双方が業務を遂行するうえで重要な要素となるコミュニティ通訳において、諸外国における考察が、日本でのケースに一概に置き換わるわけではない。しかしながら、特に会議通訳との比較の観点にもとづき、Roberts[1994 as cited in Mikkelson, 2005]が下記に唱えるコミュニティ通訳の役割は、日本におけるコミュニティ通訳の専門性を議論していくうえでも、念頭に置くべき点であろう。

- 1) コミュニティ通訳は主として公共サービスへのアクセスを保証する役割を 果たすため、組織・機関などの環境において業務を担うことが多い
- 2) コミュニティ通訳はスピーチよりも対話型の意思の疎通を通訳する傾向にある
- 3) コミュニティ通訳は通常、両言語、ないしはすべての作業言語への通訳、 および両言語、ないしはすべての作業言語からの通訳を行う
- 4) コミュニケーションのプロセスにおいて、コミュニティ通訳のプレゼンス は会議通訳者と比べ、はるかに目立つものとなっている
- 5)会議、およびエスコート通訳が対象とする国際外交や商業においては、扱う言語数は限られたものとなっているが、コミュニティ通訳では、非常に数多くの言語が通訳され、その多くはいずれの国の公用語ではない少数言語である
- 6) コミュニティ通訳は、通訳者としての従来の中立的な役割を超えた擁護者、ないしは「文化の仲介者」として見られることが多い

[Roberts 1994 as cited in Mikkelson 2005, 筆者訳]

2 相談通訳において求められる専門性の考察

筆者は日本における相談通訳を視点にコミュニティ通訳の専門性を考察していくにあたり、理論面からのアプローチに限らず、通訳現場における、いわゆる「実践知」を蓄積し、分析していくこともまた、その内実を探るうえで肝要な手立てであると考えている。

筆者が所属する東京外国語大学では、今後コミュニティ通訳が専門職としてのプレゼンスを構築できるよう、多言語・多文化教育研究センター(以下、センター)を運営母体として、多言語・多文化社会専門人材養成講座を実施し、その一環として、2010年度より「コミュニティ通訳コース」」を開講している。同コースでは、コース修了生を対象に、主に相談通訳の実践の場を提供する一方、センター関係

者を主宰者とした「コミュニティ通 訳協働実践型研究会」を開催するな ど、コミュニティ通訳の専門性につ いて「理論と実践の融合」を目指し た取り組みを行っている。

そのため筆者もまた、センターが協力する相談通訳の場に足を運び、日本語・英語間の通訳者として活動を行っているほか、必要に応じて、マッチング・コーディネーターとして現場のサポートにあたるなど、現場での実践を蓄積するよう努めている。



コミュニティ通訳研究会にて メンバーと専門性を議論する

こうした相談通訳の場には、主要な弁護士会や弁護士事務所が主催する無料法律相談会に加え、先述のリレー専門家相談会などが含まれる。本章では、相談会実施の流れに沿い、主として①通訳前、②通訳時、③通訳後の各コミュニケーション・プロセスにおいて、相談通訳に求められる専門性を会議通訳との対比を通じて、抽出していくこととする。

(1) 通訳前のコミュニケーション

①幅広い背景知識の蓄積

通訳において、そのパフォーマンスの質を左右するのは、ひとえに事前準備にあるとする通訳者は多い。会議通訳であれば、通常、まずは自身が登録する通訳エージェントを通じて業務依頼があり、同エージェントのコーディネーターが、発注を行った通訳案件に関するロジスティック業務を担うこととなる。ロジスティック業務には、まずは通訳者を必要とするスピーカーからのスピーチ原稿やプレゼンテーション資料の受け渡しがある。通訳者は受領した各資料をもとに、事前にくまなくリサーチを行い、ワードリストを作成するほか、時としてスピーチ原稿にベタ訳を書き込む作業を行うことができるなど、訳出の質を確保するうえで大前提となるサポートがなされているケースが多い。またそれ以外にも、コーディネーターによるロジスティック業務には、現場における同時通訳機器の操作確認、およびスピーカーと通訳者との事前打ち合わせの設定なども含まれる。もちろん案件によってはすべてが叶わぬ場合もあるにしろ、会議通訳においては、そのいずれもが、通訳者が業務を専門職として遂行するうえで必要とされる、い

わば所与のものと考えられている。

ひるがえって、コミュニティ通訳、特に相談通訳の場面ではどうであろうか。相談通訳においては、相談会の主催者である弁護士会や弁護士事務所、あるいは国際交流協会などが各々のニーズにもとづき、独自のネットワークを介して、各団体に対して通訳者の呼びかけを行う。各団体はその後、必要とされる通訳言語に沿い、担当通訳者を選定し、当日の集合時間や現場で必要な持ち物、および留意事項を伝えるといったロジスティック業務を担うこととなる。しかしながら相談通訳においては、こうした事前のロジスティック業務を担うコーディネーターの役割には限界がある。会議通訳では、あらかじめ会議やプレゼンテーションなどのアジェンダ、ないしは内容が定まっており、スピーカーも当然当日に向け、資料の作成を含め、必要な準備を行うのが常である。

それに対して、相談通訳では、原則、相談者が当日相談会場に現れるまでは、いったいどのようなテーマで、どのような相談の解決を求めているのか、ほぼまったく事前に情報が与えられることはない。通常、相談会の開催者側には、当日相談者が来場するまで、該当者の相談内容に関しては一切、微細な情報も提供されぬままであることがほとんどである。

これはとかく人間関係が狭く、いかなる情報の漏えいも危惧される外国人コミュニティに暮らす相談者にとって、可能な限り、自身の悩みや問題を外部には伝えたくはないという当然の心理を尊重するがゆえの体制であり、そのため相談通訳にあたる通訳者は、通訳内容に関する具体的な事前情報がほぼ一切与えられない状況にあることを示す。つまりは当日通訳者として相談会場のマッチング・コーディネーターにアサインされ、相談者と事前ヒアリングを行うまでは、いったい自分がどのような内容の通訳を行うのか、資料はおろか、ほとんど皆目見当がつかないのである。

それゆえ相談通訳には、コミュニティ通訳の専門領域とされる司法、行政、教育、医療といった各分野の制度面を中心とする背景知識をくまなく網羅、理解し、また時流に沿い、それらの分野における、もっとも新たな法改正などの動きを常にアップデートしておくことが求められる。

場合によっては、昨今改正された在留資格に関する相談かもしれない。はたまた医療過誤や、勤務先による不当解雇についての相談もあれば、児童の連れ去りに関する相談の可能性もある。日本人住民と同様、外国人住民もまた暮らしのなかでさまざまな問題を抱えており、相談通訳にあたる通訳者はそのいずれについても包括的な知識、特に外国人相談者が生活する地域の制度面での背景知識を有

し、いかなる相談内容であっても、さしたる事前資料のない環境において正確な 訳出を行っていくことが求められる。

もちろん場合によっては、例えば 2012 年 6 月に関東弁護士会連合会が主催した「外国人労働者と技能実習生のための無料電話相談」など、「技能実習生」といった当日の相談内容にまつわるキーワードが明記され、それをもとに、通訳者がある程度の範囲において事前準備を行うことができるケースがある。また東日本入国管理センターで実施される無料法律相談会も、通常は同センターに収容される長期収容者を対象としたものである。そのため、同センターにおける相談内容は、いわゆる「仮放免」を中心としたものであるとの想像を働かせることは可能であり、それをキーワードとした事前リサーチを行うほか、ワードリストを作成することができる。筆者の経験でも、同センターでの業務が発生することになると、可能な限りインターネットなどを用いたリサーチを開始することとなった。同センターについてはもちろんのこと、そのほか「仮放免」やそれに付随するキーワードをもとに、例えばインターネット上のニュース検索を用いるなどして、いまこの事案にまつわる領域において、いったい何がニュースであり、どのようなことが問題として浮かび上がっているのかを事前にリサーチし、数百におよぶ日英言語の対訳を打ち込んだワードリストを持参して、通訳現場に赴くこととなった。

しかし一般的に現在実施されている相談会の多くは、あらゆる生活上の問題を対象とした相談の機会を提供するものであり、会議通訳と比べあらかじめキーワードを絞り、事前に的を絞ったリサーチを行うことは甚だ困難である場合が多い。

言ってみれば、相談通訳はその都度「出たとこ勝負」の姿勢が求められることとなる。医療の専門家が集まり、発表に耳を傾ける機会を通訳する「医学通訳」は会議通訳の一分野である。もちろんプロであれば、いっさいの誤訳は許されず、正確性を重視した訳出がなされることになる。しかし仮にその場において通訳者が誤訳をしてしまったとしても、極端な話、誰の命も奪われることはない。一方、外国人相談者と精神科医の間のコミュニケーションをつかさどる相談通訳においては、たとえ一言でも誤訳をしてしまった場合には、その後、その相談者の人生や生命にも深刻な影響を及ぼしかねない。

こうした意味からも、コミュニティ通訳は本来通訳者として業務を全うするうえで必要な事前サポートもままならぬなか、現場での対応を求められているのが常である。こうした対応の成否は、ひとえにその通訳者が日々、コミュニティ通訳の専門領域とされる各分野における制度上の知識を蓄積し、それを現場において瞬時に引き出すことができるか否かにかかっており、専門性の1つに数えるこ

とができるだろう。

②心に寄り添う姿勢

しかし通訳前のコミュニケーション・プロセスにおいて求められるのは、こう した専門的知識の会得のみに限らない。

いかなる通訳行為においても、通訳者にとって、事前資料の受け渡しと同じく、 通訳前に確保が望まれるのが、通訳当日の通訳環境の整備である。

会議通訳においては、通訳形態として、時間をかけ、十分な正確性を担保した訳出を主催者側が望む場合には逐次通訳が用いられることとなる。しかしその一方、例えば複数の著名なスピーカーなどを招く形で行われるシンポジウムなどにおいては、限られた時間内において的確にメインメッセージを伝えることに主眼が置かれることとなり、こうした場合は、時間を大幅に短縮することができる同時通訳が用いられることが多い。同時通訳は、通常会場の隅などに設置された同時通訳ブースに通訳者が入り、そこから発する通訳音声を会場の聴衆はヘッドセットを用いて聴くことになる。そのため、それを可能とする機材や機器の設定が必要となり、エンジニアと呼ばれる通訳エージェント、ないしはブース設置業者が通訳者よりも先に会場に入り、設定にあたる。そのため会議通訳においては、通訳者が現場入りした段階で、通訳環境が整っていることがほとんどである。

一方、コミュニティ通訳においては、時として外国人住民が通訳現場に家族などを同伴した際には、ブースを必要としない、いわゆるウイスパリング同時通訳が求められるケースや、サイトトランスレーションを行う機会もあるが、その主な通訳形態は逐次通訳であると考えられている[Hale 2007]。

特に専門家が相談者の発言を逐一聞き取り、あらゆる情報の乱れや矛盾、話し方や感情の起伏といったすべての要素を自身がアドバイスを行う上での判断材料とする相談通訳においては、他のコミュニティ通訳と同様、逐次通訳が好まれることになると言える。

こうした逐次通訳では、同時通訳ブースを伴う同時通訳とは異なり、通訳者の 座る位置が一様に設定されているわけではない。また特に相談通訳においては、 現場で職務にあたるマッチング・コーディネーターは、先述の通り、主催団体の 弁護士や事務担当者が務める場合が多く、必ずしも通訳環境の整備に明るいわけ でも、ましてや通訳者の視点を有しているわけではないのが実情である。

それでは逐次通訳において、通訳者はどこに座ることが望ましいのであろうか。 会議通訳の場合は、雇用主の利益のために業務にあたることはいわば当然であ り、逐次通訳を通訳形態とする際には、通訳者は雇用主側に席を確保し、雇用主 側チームの一員として通訳にあたることが望ましいと考えられる。

他方、相談通訳においてはどうであろうか。もちろん相談会には常に主催者がおり、通訳者への依頼は、その主催者団体を通してなされているのは確かである。ただし相談通訳においては、主催者に限らず、現場での相談にあたる専門家も、そして相談内容を通訳する通訳者もまた「外国人支援」という共通の目的を共有するチームの一員であり、皆一様に、外国人相談者の「心に寄り添う姿勢」が求められることとなる。そのためには、相談者が自身の悩みや問題を話し、相談を円滑に進めることのできる状況づくりは不可欠であり、その場のコミュニケーションの仲介者である通訳者は、自らの通訳環境を整える一環として、より良い場づくりに力量を発揮していかなければならない。

相談者は他人には言えぬ悩みを抱えたまま、藁をもつかむ思いで相談会にやって来ることが多い。通訳者は相談者のそうした心の機微を理解しておく必要がある。たとえ相談通訳の依頼主が弁護士を中心とする主催者団体であったとしても、多くの場合は、弁護士ではなく、外国人相談者の隣に席を確保し、適宜アイコンタクトを図りながら、話に傾聴するなどして、相談者がより心を開き、少しでも気持ちをリラックスさせた状態で相談を行うことができる環境を整備する、その一助となる必要があるであろう。

これは水野 [2008] が指摘するように、コミュニティ通訳においては、通訳を必要とする関係者の間に力関係の差があると考えられる場合においては、特に考慮すべき要素である。例えば、ある国の文化では、弁護士や医師の置かれる社会的な地位が、日本におけるそれよりも遥かに高いケースもあり、相談者は、いわば「権力」を有する専門家を前に、本来言うべきこと、あるいは当初言いたいと考えていたことも言えなくなる場合も容易に有り得るためである。これは専門家と市井の人々ではなく、あくまでも専門家と専門家のコミュニケーションを担う会議通訳においては、目立って取り上げられることのない要素である。

③ユーザー教育の視点

会議通訳と比較して、「事前打ち合わせ」もまた大きく異なる点であり、コミュニティ通訳の専門性が問われる場面である。

会議通訳においては、発表者などとの「事前打ち合わせ」、あるいは「ブリーフィング」(以下、事前打ち合わせ)は、いわばセットメニューの1つとなっていることが多い。通訳者にとっては、事前に受領した発表資料において疑問に思った点や、質問のある箇所を直接たずねることができるだけでなく、アクセントやスピードといった、スピーカーの話し方の特徴を通訳前にとらえることのできる貴

重な機会となっている。また発表者にとっても、自身がプレゼンテーションのなかで特に伝えたいと思う箇所をあらかじめ通訳者に示し、情報を受け取る聴衆である専門家が望むべきメインメッセージを強調することができる。例えば膨大なプレゼンテーション資料が提供されている場合、通訳者はそのうち、どのスライドが、もっとも発表者が強調したいものなのかを聞き出すのも慣例の1つである。つまり、いわば専門家と専門家の間の利害関係を最大限に一致させるような仕掛けが、通訳者を含む形で、このような事前打ち合わせの場においてなされているのである。

他方、相談通訳において、事前打ち合わせは未だセットメニューの1つとして、 必ずしもすべての相談会において定着しているわけではない。ただしその重要性 を鑑みても、通訳者自らがそうした機会を生み出すよう、積極的に立ち回る場面 が多々見られる。

そうした場面は大きく2種類に分類することができる。1つは「対専門家」であり、もう1つは「対外国人相談者」である。

前者の「対専門家」との事前打ち合わせは、会議通訳と同様、通訳者が専門家の話し方の特徴をとらえるうえで有意義であることはもちろん、いわゆる「ユーザー教育」の観点からも必要不可欠であると考えられる。

会議通訳は専門家と専門家の間のコミュニケーションをつかさどる存在であり、またいずれの専門家も、過去に通訳者との業務経験を有しているなど、その立ち位置に対する理解は一定程度認められると言ってよいであろう。しかし相談通訳においては、これまでに十分に外国人相談にあたってきた経験を有する一部の専門家を除き、過去に通訳者と仕事をしたことのない専門家も多々存在することになる。

そうした場合も考慮し、筆者は、事前打ち合わせの機会を利用して、まず専門家に対し、これまでに通訳者と仕事をしたことがあるかどうか、その有無を必ずたずねるようにしている。そしてその後も、逐次通訳と同時通訳の違いを理解しているのか、また理解しているのであれば、正確性の確保が求められる逐次通訳において、通訳の質を高めていくためには、専門家には早口になるのではなく、ある程度、一定のスピードで話をしてもらうこと、また専門用語については、相手が専門家ではなく市井の人々であるがゆえ、単に専門用語を用いて終わりにするのではなく、その後に、意味を噛み砕き、必要によってはパラフレーズを行いながら、説明を加えてもらうこと、また専門家の口から相談者に対し、可能な限り短く区切って発話してもらうよう依頼することを伝えるようにしている。

また上記は専門家との個別の事前打ち合わせ時に伝えるべき要素であるが、それを行う以前に、当日相談会に集った専門家全員に対し、一斉に周知しておくべき大切なことがあるのも相談通訳の特徴だ。それは、相談の場において専門家から相談者に伝えるべき、通訳に関する留意事項の確認である。

相談の現場では専門家でさえ通訳との業務にあたった経験が乏しく、どのような対応を図るべきか十分な理解がなされていない場合があるのは、先述のとおりである。ましてや市井の外国人住民の場合、通訳行為への理解がほぼ見られないのがその多くを占めるだろう。こうした場合、相談者は通訳者と専門家の区別がつかず、たとえ座る位置が相談者の横であったとしても、たとえば通訳者を司法分野の専門家としてとらえ、本来専門家に対して質問すべき内容を通訳者にたずねることもある。またこれに関連し、そもそも相談者が自身の意思や表情を伝えるうえで重要な材料となるアイコンタクトさえも、専門家ではなく、通訳者に対して行われるケースも多い。

こうした状況を回避するためにも、相談通訳においては、専門家がまず自身の 自己紹介と立場表明を行い、その後に同席する通訳者を紹介し、そしてそれに続 き、各々の役割の違いを相談者に対し、口頭で明示化するプロセスが必要となっ て来る。具体的には、いかなるアドバイスに関する質問は通訳者ではなく、発話 者である専門家に問いただすこと、また分からないことがあれば、いっさいの遠 慮はなしに、通訳者ではなく、専門家にたずねること、また上記のプロセスにお いて通訳者が円滑に業務を遂行できるよう、相談者は発話単位を可能な範囲にお いて、短く、簡潔にするよう努めることなどを求める「申し合わせ」が読み上げ られることとなる。こうした相談開始時における、申し合わせの読み上げの必要 性については、少なくとも専門家と通訳者の間で相談会当日、確認がなされてい なければならない。しかし現実には、相談会会場の設置に伴う時間的制約のもと、 とかく後回しにされがちである。とは言え、これは相談通訳においては必要不可 欠なプロセスであり、いかなる状況においても、通訳者が弁護士や精神科医など と同じ専門家として場づくりを行ううえでは、他の専門家に対し主張すべき当然 の権利である。こうしたユーザー教育の視点を有していることも、コミュニティ 通訳の専門性であると言える。

④問題の核心を読み解き、まとめる力

一方、後者の「対外国人相談者」についても、ユーザー教育とは異なる視点において、事前に打ち合わせを行う必要があることも強調したい。会議通訳においては同じ外国人であっても、同様の知識を有する専門家としての位置づけがある

ため、とかく聴衆である限りにおいては事前に打ち合わせを行う必要はあまり見られない。

しかし相談通訳において、外国人は専門家ではなく、あくまでも日本人住民同様、地域社会において人知れぬ悩みを抱えた、市井の一般住民である。そうした場合、時として相談会に来場することさえも、相当な勇気を有する場合もあり、相談者本人もかなりの心の動揺を抱えながら相談に臨むこととなる。そうした場合、相談者本人が当初想定していた内容の相談を行うことができず、消化不良のまま、30分という限られた時間的制約のもと、会場を後にすることも起こりかねない。こうした事態を回避し、より良い相談通訳環境を提供できるうえで必要不可避とされるのが、外国人相談者に対する、事前打ち合わせならぬ、通訳前の「ヒアリング」、ないしは「聞き取り」(以下、ヒアリング)である。

通常、こうしたヒアリングでは、A 4 用紙1 枚程度の「相談カード」をもとになされ、主に外国人相談者の相談内容を「在留資格」や「労働問題」、あるいは「難民申請」といったカテゴリー別に、多肢選択式で選択させる質問に始まり、その選択内容にもとづき、通訳者が相談者の具体的な相談内容を聞き取り、後に専門家が目を通した際に分かりやすく、限られた時間内において的確なアドバイスを行えるように、その概要を記入する項目が用意されている。通訳者と相談者のやり取りは、通常相談者の母語、ないしは第二言語でなされることとなり、通訳者はその場で聞き取った内容を専門家が理解できるよう、日本語で記入し、伝えることとなる。

ヒアリングが行われるタイミングは、相談者が相談会場で受付を済ませた後の時間に行われるのが一般的である。仮に会場の専門家が、それ以前に相談案件を抱えていない場合は、ヒアリングの時間も手短となり、実際には専門家を通したコミュニケーションの現場において、相談内容の一部始終が明らかになることとなる。しかし仮にすべての専門家がふさがってしまっていた場合などにおいては、待機時間などから来る不安や苛立ちを解消するためにも、通訳者と相談者によるヒアリングに相応の時間が費やされることとなる。

こうした場合、ケースによっては、通訳前の5分—10分間がヒアリングに割かれることになる。通訳者はこの時間を利用して、相談者の話し方の特徴をとらえるのはもちろん、この場において初めて相談内容に関するキーワードを拾い、来る通訳本番に対する精神的な準備を整えることができるのである。また一方で、その場であげられたキーワードをもとに、通訳において基本とされるanticipation(予想、予測)を働かせ、自身が直後に行う通訳案件の内容を想起し、

関連する単語を呼び起こすなど、物理的な準備も同時に行うのである。

自身が通訳を行う内容について、ほぼ事前に与えられた情報がなく、極度の緊張状態にある通訳者にとって、こうしたヒアリングの機会は大変貴重なものである一方、外国人相談者にとっての意義も大きいと考えられる。人前に立って自身の考えや思いを論理的に伝えることに慣れていない市井の外国人相談者にとっては、専門家を前に気持ちを吐露する以前において、通訳者に対し、ヒアリングを通して意見を整理し、伝えることとなる。これにより、その後、専門家は相談者本人の抱える問題を迅速に、かつ的確に解決していくことが可能となる。こうしたヒアリングにおいて、限られた時間内に、迅速、かつ的確に問題の核となる部分を読み解き、専門家にわかりやすい形にまとめ、伝える力が求められることになるだろう。

(2) 通訳時のコミュニケーション

コミュニティ通訳においては、上記のような、通常、会議通訳では見られないコミュニケーション・パターンを経て、通訳にあたる場合が多い。それでは次に、実際の通訳時においては、いかなる共通点、ないしは相違点があり、またどのような専門性が求められるのかを考察していきたい。

①正確性と忠実性が担保された訳出能力

まず会議通訳であれ、コミュニティ通訳であれ、通訳行為において肝要となるのが、特に「正確性」と「忠実性」を重要視した基本的な通訳スキルである。鶴田 [2004] は通訳の質を決める要素として「明確性」に加え、「正確性」、および「忠実性」を必須条件に挙げており、発話者が伝えようとするメッセージを別言語に



通訳者として必要な訳出能力を磨くコース生

おいて聴衆に伝える役割を担ううえで、両者は外すことのできない基準であるとしている。

相談通訳を始めとするコミュニティ通訳においても、相手に信用を与えるデリバリー面での明確性に加え、正確性、および忠実性といった2つの要素は外すことのできない基準であろう。その理由は、先述の通り、相談に訪れる外国人住民が抱える悩みは、例えば単純に司法分野に

関連する案件ではなく、精神的な疾患にもとづく問題が複合されたケースも多々あり、相談者の発話のすべてが、その後(場合によっては複数の)専門家がアドバイスを行っていくうえで重要なカギとなるためである。つまり、通訳者は相談者の語る一部始終を、すべてそのまま専門家に伝える義務があるのである。

筆者が過去に担当した相談案件でも、当初は相談者が弁護士に対し、法律的なアドバイスを求めていたものの、相談が進展するに連れ、何度も同じことを繰り返し述べたり、同じ質問が投げかけたりする場面もみられるほか、語る内容に大幅な時制のずれがみられるケースや、時として感情が爆発し、他者の誹謗中傷に明け暮れる例などがあった。

メインメッセージを聴衆に伝えることに主眼が置かれる会議通訳では、このような場面に遭遇した際には、通訳者は同じことを専門家に繰り返し訳出するのではなく、その概要、つまり、繰り返しがなされている旨のみを専門家に伝えることになるであろう。また時制のずれについても、通訳者が文脈に沿って調整を行い、論理的な一貫性を確保した訳出にあたることが多い。しかし相談通訳においては、その限りではない。発話者が同じことを繰り返し述べているのであれば、それらを逐一すべて訳出すること、また時制にずれが生じているのであれば、ずれたままに訳出を行い外国人相談者のありのままの姿を示す必要があるのである。

上述した過去の相談案件においては、筆者自身、多少の迷いはあったものの、必ずしも首尾一貫していない相談者の発話をすべて正確に逐次通訳するよう努めたが、その後、相談に応じた担当弁護士からは「すべて訳してもらうことで、当該人物の人となりがわかるため、適切な対応であった」とのコメントがあった。正直、通訳者としても、果たして相談者の発言のどこからどこまでが事実なのか、考えあぐねてしまうほどの案件であった。とは言え、話が正しいか正しくないかを判断するのは、少なくとも通訳時における通訳者の役割ではない。その役割は、あくまでも専門家にある。そうであれば、専門家がその役割を果たすことができるよう、可能な限り、多くの情報を正確に、そして忠実に訳出するという専門性をもって応えるべきであろう。

②多言語・多文化社会に対応した臨機応変なコミュニケーション能力

Roberts [1994 as cited in Mikkelson 2005] が先述のコミュニティ通訳の役割で 5) で述べているように、英語やフランス語といったいわゆる大言語が中心となる会議通訳と比較し、コミュニティ通訳においては、その国においては使用頻度の低い少数言語が通訳を行ううえで対象言語となることが多い。これは筆者がこれまで携わってきた相談通訳においても同様である。

センターが協力する無料法律相談会やリレー専門家相談会は、事前に予約をしてやって来る相談者に限らず、当日無料の相談会が実施されていることを知り、アポなしで相談に訪れる外国人住民を受け付けるケースが多い。こうした相談会場には、必ずしもその外国人住民の母語を話す通訳者が待機していないこともあり、その結果、相談者はほかに選択肢がない状態で、日本語で専門家との相談に臨むケースが生じることとなる。

しかしそうした外国人相談者の日本語能力は、専門家の話をすべて正確に理解し、自身の主張を伝えることができるほどではない場合が多い。もっともこうした相談者もまた、いまの日本社会の一構成員であり、日本人住民と同じく、日々の生活上のトラブルを抱え、何とかその解決の糸口を見つけようとしており、最善の支援を必要としていることは言うまでもない。しかしこうした外国人住民の多くは一生活者であり、自身の言語を話す通訳者を雇い、問題の解決にあたるための経済状況にはないことも多く、無料で開催される相談会に足を運ぶことになるのである。

以下にある事例を紹介したい。都内で開催されたある相談会に、中東の言語を 母語とする相談者がやって来た。筆者は当日マッチング・コーディネーターを務めており、受付で相談者に対応した際、日本語、英語のいずれもと流暢ではない との自己申告を受けた。通常若干程度であれば英語を解する外国人相談者も多い ことから、待機する英語通訳者を相談に同席させようかどうかの判断に迷ったが、 結局、相談者自らが「日本語でなんとか頑張ってみる」と話したため、日本語に よる専門家相談を行う運びとなったのである。

しかし相談が開始されると、担当弁護士がやや早口ということもあり、相談者との間で十分なコミュニケーションが図られぬ状態のまま、時間だけが刻一刻と過ぎていってしまっているように見受けられた。同様の指摘は、相談ブースの近くで待機し、相談の様子を目にしていた別言語の通訳者からもなされた。せめて英語であればとの思いはあったものの、あいにく英語通訳者は、別件で相談に駆り出されており、対応が叶わない。筆者は自ら相談ブースに入り、通訳を行うことも考えたが、ひっきりなしに相談者が訪れるなか、通訳者側に立つマッチング・コーディネーターとしての業務を中断するわけにはいかない。

こうした葛藤のなか、件の通訳者から、自身が相談ブースに入り、担当弁護士の話す日本語をいわゆる「やさしい日本語」調に通訳してあげたいとの提案がなされた。とは言え、相談の場を取り仕切る弁護士に対し、単刀直入にそのような提案を行うことにはためらいがあるのも事実である。しかし現状を維持したまま

では、相談者にとって実のある相談にはつながらないことは明らかであった。

そうしたなか、件の通訳者が数字といった極々簡単な日常用語であれば、相談者の話す言語の知識があることが判明した。そこで筆者はそれを理由に、同じくマッチング・コーディネーターを務める主催者側の弁護士に相談し、担当弁護士に打診してもらい、途中から件の通訳者が相談に加わり、適宜サポートを行うよう取り計らうこととなった。その結果、通訳者は一部に相談者の母語を用いながら、相手をリラックスさせることにより、弁護士が相談内容について的確なアドバイスを行えるほど意思疎通が見られるようになった。またその際、通訳者は相談者が内容を十分に理解できていないだろうと思われる箇所においては、弁護士の日本語を「やさしい日本語」調に「通訳」してくれたのは言うまでもない。

日本に暮らす外国人の数が増加し、コミュニティ通訳が扱う言語もまた多様化している。もちろん理想としてはそのすべてに対応することであるが、現実的はそれが叶わぬいま、こうした通訳事例は今後もまた継続的に見られていくことになるだろう。そうしたとき、その場でその場でいったい何が必要であるかを瞬時に読み解き、臨機応変に問題に対処できるか。こうした臨機応変なコミュニケーション能力もまた、相談通訳に必要な専門性と言ってもよいであろう。

③専門家として問題を見極め、解決にあたる力

また相談通訳時には、通訳者もまた専門家としての立ち位置をもとに、問題を 見極め、解決にあたる力が求められる場面も見られる。

相談現場には相談者の母語を作業言語とする通訳者が待機しているにもかかわらず、自身の日本語能力への自負があるためか、通訳者を介さず、日本語のみで相談に臨みたいと相談者が主張してくるケースが多い。

筆者も相談通訳に携わり始めた当初は、相談者の意向を尊重し、通訳者を同席させることなく、相談ブースへの案内を行っていた。しかし相談終了後に担当弁護士から話をすると、自分が伝えたい情報が、相談者にすべて伝わったかどうかが不安であるとの声が聞かれることとなった。こうした意見は同じく日本語のみで相談にあたったほかの弁護士からも異口同音に伝えられたため、それ以降は相談者の母語を話す通訳者がほかの相談にあたっておらず、待機の状態である限りにおいては、相談ブースに同席させるよう試みることとなった。

しかし相談者によっては、受付の段階で不要と伝えたにもかかわらず、通訳者が自身の相談ブースに同席していることを不快に感じたり、露骨に迷惑そうな表情を示したりする場面も見られた。また通訳者にとっても、そうした精神状態にある相談者の横に遠慮気味に座り、日本語でなされる相談内容に耳を傾け、交わ

されるやりとりを見守る役回りは、なんとも心が落ち着かない状況であったと言える。

しかし実際には、ただやりとりを見守るだけではなかったのである。通訳終了後に、担当弁護士、および通訳者らへの聞き取りによると、たとえ相談者は自身の日本語に自負があったとしても、相談内容が込み入り、概念上、弁護士が別の砕けた日本語表現にことばを置き換えることが困難であった場合、あるいは相談者自身が日常において使用する日本語の語彙のレベルを超えた表現が必要となり、コミュニケーション全体に対して腑に落ちない様子を浮かべた場合などにおいて、通訳者の絶対的関与が求められたのである。すなわち相談者の日本語能力についての自己申告は、時として相談現場でコミュニケーションを図るうえでは十分ではなく、言語・文化の仲介者としての通訳者がそこに介在している必要があると言え、弁護士からもその必要性があらためて確認、叫ばれることとなった。こうした状況を踏まえ、それ以降センターが協力にあたる相談会においては、いかに外国人相談者が日本語を不要としても、原則、対応言語の通訳者が当日現場で稼働している場合には、必ず相談ブースへの同席をうながす仕組みを取るようにしている。仮に相談者の母語を話す通訳者が出払っていた場合には、必ずその通訳者が出番を終えて待機ブースに戻り、次の案件に対応できるまでは、(日

これは相談内容に関する専門家である弁護士と、ことばと文化の専門家である通訳者が共に議論し、検討した産物である。またそのプロセスにおいては、同じ専門家として、通訳者が対等な立場で、弁護士に対し、自身の専門知識にもとづき積極的な提案を行うこととなった。Roberts[1994 as cited in Mikkelson 2005]がコミュニティ通訳の役割の4)で述べているように、会議通訳と比べ、コミュニケーション・プロセスでのプレゼンスが顕著なコミュニティ通訳こそが発揮することのできる専門性と言えるだろう。

本語による)相談を開始しないよう徹底したのである。

④場を調整する力量

本稿でいままで取り上げてきたコミュニティ通訳の事例は、いずれも相談者と 専門家が一堂に会し、対面式で相談を行う場面における通訳である。

しかしコミュニティ通訳においては、扱う言語が少数言語であることも多く、 必ずしも相談者は相談会が開催される場所の近くに居住しているわけではない。 人間関係の限られたコミュニティに暮らす外国人住民は、自身が抱える問題がコ ミュニティ内にて露呈されることを危惧し、あえて居住地から離れた相談会場に 足を運ぶ例も見られるなど、プライバシー、および守秘義務の遵守には日本人住 民以上に敏感な場合も多い。

昨今では、こうした外国人住民のニーズに対応し、無理に遠く離れた相談会場に通わなくても相談に応じることができるよう、遠隔通訳の仕組みを導入する相談会も多くなってきた。それゆえ、通訳者も通常の対面式による相談に限らず、トリオフォンといった三者間通話システムやスカイプなどの映像音声通信サービスを用いた通訳現場に携わることが求められるようになった。かねてより、会議通訳においては電話会議やビデオ会議が行われる機会も多く見られているが、相談通訳を始めとするコミュニティ通訳においては、特にこうした遠隔地域のニーズに沿った多様な通訳形態への対応がとかく重要視されるようになってきている。

筆者も、遠隔地に住む外国人からの相談通訳を行う機会が多い。これまでも会議通訳の一場面として、幾度となく遠隔通訳に対応した経験はあるものの、相談通訳ならではの難しさがあるのも事実だ。

まずその難しさは、通訳者が会話に介在し始めるタイミングを見計らうことにある。先述の通り、相談に通訳においては、通常弁護士などの専門家が相談開始にあたって申し合わせを読み上げることを前提としている。申し合わせを読み上げることにより、相談者もいかにして通訳者を介して自身の相談を専門家に的確に伝えることができるかを把握することができるためである。

対面式の相談通訳であれば、相談者、専門家、そして通訳者がその場に一堂に会しており、お互いに様子を確認しながら、申し合わせが読み上げられることとなる。しかし時として、例えば三者間通話システムを用いた通訳など、相談者も専門家も、そして通訳者もそれぞれに別の場所に待機した形で通訳が行われる場合は、その実施が困難を極めることとなる。特に相談自体に、また通訳者を介したコミュニケーションに不慣れな外国人相談者の場合、自身の悩みを打ち明けたいという気持ちが先走り、申し合わせを読み上げるプロセスを踏むことなく、すぐに電話越しに相談内容が打ち明けられる傾向にある。結果として、通訳者は申し合わせに定められた本来の役割や業務範囲を超越した対応を求められることとなり、適切な課題解決への道しるべを示すに至らないケースが発生するのだ。

またこれは、映像音声通信サービスを利用した通訳においても同様である。映像音声通信サービスを用いた通訳では、遠隔地に住む外国人相談者とパソコン画面、およびヘッドセットを通して直接やりとりを交わすのは通訳者のみである場合も多く、専門家はあくまでも通訳者が日本語で発話した音声のみにもとづき、アドバイスを行うこととなる。パソコン画面上に外国人相談者の顔や表情が表示

されている場合は、まだ好ましい方である。実際には、極力自身の情報を外部に知られたくないと考える相談者も多く、その場合はパソコン画面上に顔をうつさず、あくまでも音声のみのやりとりを行うこととなるのだ。

こうした場合、具体的にいま、相 談者がどのような情報を発信してい るのか、弁護士がそのすべてをつぶ



パソコン画面を通した遠隔通訳にあたる筆者

さに聞くことも見ることもままならない。そのため、途中、相談者の話が続行しているときであっても、仮に弁護士が交わされる対話が長いと判断した場合には、通訳者に対し、ストップサインが出されることになる。このように、通訳者のみが、その場の(全関係者の)状況を判断できる場合、あるいは判断せざるを得ない場合も多い。

こうした不自由な環境のもと、通訳者には外国人相談者と弁護士双方が、いずれの段階においても、同じ情報を共有し、共通の理解を持たせるよう、常に配慮し、場を調整する力量が求められるのである。

また特に他者に対して、素性を明らかにしたくないと考える外国人相談者が数 多くみられる遠隔通訳においては、その相談内容も一様にして複雑、かつ深刻で ある場合も多い。

筆者のこれまでの経験からも、特に日本語・英語間の通訳においては、その背景に拷問や殺人、内戦、テロリズムといった想像を絶する経験が見え隠れする「難民申請」が相談事案に挙げられることが多い。こうした難民申請の場合は、あるいは通訳者も通訳後に精神的なケアが必要となるほど険しい内容の訳出が求められることになる。また難民申請という属性上、相談者の出身国・地域に固有のことば、まさに固有名詞が発話のなかに頻出する傾向があるように考えられる。またそうした日本のメディアが報道しきれない、あまり聞きなれないことばの数々を、相談者は自分の不遇を理解してほしいという、激しく、感情の赴くまま、時として文脈を無視した形のなかで、発話に織り交ぜてくるところに通訳者としての対応の難しさがあると言える。

その際に必要となるのは、Roberts[1994 as cited in Mikkelson 2005] が 6) で 指摘するように、従来からの通訳者としての中立的な役割を超えた擁護者として、 相談者の心のうちを傾聴し、寄り添う姿勢であると考えている。最近では、対人援助を行うコミュニティ通訳の場面において、専門家と被援助者間の関係を調整する役割や、被援助者の不安な気持ちを落ち着かせるケア的な役割を担う[飯田2012:27]ケースも見られ始めており、今後、特に相談通訳において議論されていく要素となるであろう。

通常、日本の会議通訳の場面においては、逐次通訳は30秒から1分、長くても1分半のセグメントを訳すことが多く、教育現場においても、こうした時間枠に沿った演習がなされている。相談通訳においても同様のセグメントの訳出が望まれるが、上記のように、ケースによっては、特に遠隔通訳などではお互いの顔や表情を確認できないことも手伝い、2分-3分にわたり話が展開されることもある。現状、こうした状況が決して稀なものではないことを鑑みても、コミュニティ通訳にあたる通訳者はそれ相応のスタミナを有しているよう、日々トレーニングにあたる必要性があり、そのための養成方法を編み出すことは急務である。

(3) 通訳後のコミュニケーション

最後に、通訳後のコミュニケーションの観点から専門性について、検討を重ねていきたい。

①専門家への提言能力

会議通訳においては、通訳後に通訳者とユーザーがその日のパフォーマンスや 運営体制について直接意見を交換する場が設けられることは稀であり、後日、現 場に同席した通訳エージェントのコーディネーターから間接的にフィードバック が伝えられるのが一般的である。

しかし相談通訳においては、通訳後に弁護士などから直接フィードバックを受け、また通訳者からも専門家に対し、要望や感想を述べる機会が設定されている。これは相談通訳の現場では「振り返り」、ないしは「ディブリーフィング」(以下、振り返り)と呼ばれ、相談会終了後に通訳者や専門家、また主催者側の担当者などが一堂に会し、およそ1時間にわたり、互いに、率直な意見交換を行う場となっている。その主たる目的は、今後より良い相談会を実施できるよう、それぞれの立場に立ち、当日なすべきではあったものの、なされることのなかった課題を抽出し、関係者全員で共有することで、次回以降につなげるためのものである。

通訳者もまた、その場に出席するほかの専門家同様、こうした振り返りにおいては、積極的に意見を述べることが期待されている。つまり相談通訳にあたる通訳者には、単に訳出行為をつかさどるだけではなく、相談会を実施するチームの

一員として、より優れた仕組みづくりの一端を担う社会的役割を有しており、対 等な立場から提案を行っていく、十分な提言能力が求められていると言える。

具体的には、どのような課題の抽出が行われるのか。過去の事例を挙げると、ある無料法律相談会の振り返りにおいて、外国人相談者とのヒアリングの有り様に関して、通訳者側から専門家に対し、指摘がなされるケースがあった。その相談会では、他の相談会同様、当初の予定通り、ヒアリングが実施されることとなったが、その意義や位置づけについて、当日現場にいた通訳者と弁護士の間に認識の違いがみられるとのことであった。

相談者とのヒアリングは、相談通訳のプロセスにおいて、通訳者が事前に少しでも相談内容に関するキーワードを拾い、心の準備を行うができるというメリットがあるが、実はそれ以上の機能を果たすことが期待されている。

通常、ヒアリングで通訳者が相談者から聞き取った内容は、その後マッチング・コーディネーターに伝えられる。往々にして、主催者側がその役割を担うことの多いマッチング・コーディネーターは、通訳者から報告された相談事案の内容と、自身が当日までに把握しておくべき各担当弁護士の専門性を照らし合わせることで、相談者を適任の弁護士に相談者をつなぐこととなる。それにより、最適任者によるアドバイスのもと、相談者は自身の課題の速やかな解決を図ることができるのである。まさにここにこそ、ヒアリングを行う真の意味と価値がある。しかし本事例で取り上げた相談会においては、こうしたヒアリング実施の狙いについて、通訳者側と専門家の間で認識が共有されていなかった。そこで通訳者の側からヒアリングの意義について説明と今後の提言を行い、次回以降、より良い相談の場づくりにチームとして取り組むことができるよう、共有がなされたのである。②専門職としての高い意識

また上記に取り上げた振り返りは、通訳者と専門家との間でのみ行われることではない。通訳者間においてもまた、態度・マナーを含む互いのあり方や、通訳者としての視点に立った相談会の運営方法などについて意見を交換し、自己を高め合う場づくりに励んでいる。こうした通訳者間の振り返りは、専門家との振り返りを実施した直後に、別途機会を設けて行うことが常となっており、会議通訳には通常見られない特徴だと言えるだろう。

例えばある通訳者間の振り返りにおいては、先に挙げたヒアリングに関しても、 通訳者が聞き取った内容について、担当した弁護士によっては、その扱いにかな り異なりがあったとの指摘がなされた。ある弁護士は、通訳者がヒアリングを通 して相談者から聞き取った内容を相談開始時に説明させ、そこから自身の相談を 展開していった。しかしその一方、ある弁護士は、通訳者に対してヒアリングの内容を伝えることはいっさい求めず、自身のペースで最初から相談を始める例もみられた。つまり、通訳者がヒアリングで聞き取った内容はまったく考慮に入れられなかったこととなり、それにより相談者は心を痛める内容であっても、同じことを繰り返し、初めから弁護士に伝えることになったのである。

もちろん弁護士により相談、あるいは話の聞き方のスタイルはさまざまであり、 それぞれにそれぞれの戦略があることは間違いない。ただしここで議論し、共有 されたのは、相談会によっては必要な弁護士や通訳者の数が足らず、また相談会



相談通訳同様、三者間のロールプレイ演習にあたるコース生

自体の運営時間にも制限があるなか、ヒアリングの価値がさらに認識されるよう、同じチームの一員として働きかけることの重要性と、その決意であった。通訳者間の振り返りは、このように通訳者の立場からみた改善策を検討するだけではなく、「専門職」として必要な意識を互いに高め合っていく場となっている。

③専門家・専門機関につなぐ力

こうした通訳者と専門家、通訳者

間での振り返り、およびそれに続く議論において、いずれの場でも指摘される専門性に、専門家・専門機関につなぐ力が挙げられる。外国人問題の解決にあたり必要な情報や、その提供者、および提供機関について、コミュニティ通訳が十分な知識とネットワークを有しているケースが多いためである。

通常、特に会議通訳であれば、「黒子」の存在であると考えられることもある 通訳者は、会議の途中で自身が発言者となり、会議参加者に対し、自らが知り得 た情報を提供することはない。これはコミュニティ通訳、特に相談通訳について も同じで、専門家と相談者が話をしている間においては、たとえ自身がより正し く、的確な情報を有していても、両者間のコミュニケーションを遮り、情報提供 を行うことは考えにくい。

しかし、ある専門家との振り返りにおいては、同じチームの一員である通訳者に対し、適切な情報提供を相談者に行い、専門家・専門機関につなぐ役割を期待する声が聞かれることもあった。

こうした議論は、通訳者間でもなされる機会は多い。相談会での通訳経験が長

い通訳者、および日頃行政の窓口において相談業務にあたっている通訳者は、他の専門家や職員以上に、コミュニティ通訳の各専門領域についての専門的知識を有していることも多く、仮に適切な情報提供がなされなかった際に、心にジレンマを抱えることになるのである。

もちろんこのような情報提供は通訳時ではなく、あくまでも通訳後のコミュニケーションの一環として、通訳者もまた1人の専門家としてアドバイスを行うというものである。

こうした行為は、従来からの会議通訳に依拠した通訳者の規範を逸脱したものであると考えられる。しかしその一方、外国人支援という観点に立ったコミュニティ通訳に求められる「橋渡し役」としての役割を考えた際、さらには人類の長きにおよぶ歴史における通訳という、人と人をつなぐ営みの本質をとらえようとした際、今後は事例を積み重ねていくことにより、その専門性の有り様を深く検証し続けていく必要があると言える。

おわりに

本稿では、主として筆者の実践事例に基づき、相談通訳におけるコミュニティ通訳の専門性を考察してきた。本稿では、一般的な相談通訳の流れに沿い、通訳前、通訳時、そして通訳後におけるコミュニケーションの角度から、各プロセスにおいて、特に顕著にみられる専門性を探求することとなった。以下にあらためて列挙したい。

[通訳前のコミュニケーション]

- ・幅広い背景知識の蓄積
- ・心に寄り添う姿勢
- ・ユーザー教育の視点
- ・問題の核心を読み解き、まとめる力

[通訳時のコミュニケーション]

- ・正確性と忠実性が担保された訳出能力
- ・多言語・多文化社会に対応した臨機応変なコミュニケーション能力
- ・専門家として問題を見極め、解決にあたる力
- ・場を調整する力量

[通訳後のコミュニケーション]

・専門家への提言能力

- ・専門職としての高い意識
- ・専門家・専門機関につなぐ力

ここで強調したいのは、こうした個々のコミュニケーション・プロセスにおける専門性は、必ずしもそれ単独のプロセスのみに限定されるものではなく、コミュニティ通訳という営為において、終始一貫して見られるものであるということである。

例えば「心に寄り添う姿勢」は通訳前に限らず、通訳時も、また通訳後のコミュニケーションにおいても求められる肝要な要素である。同様に、「場を調整する力量」もまた、通訳時のみではなく、その前後においても必要とされる、コミュニティ通訳ならでは専門性であると言えよう。

冒頭でなされた定義に見られるように、コミュニティ通訳の役割は、主として、言語・文化的なマイノリティとしておかれている人たちを、ホスト社会につなげる「橋渡し役」を務めることにある。そうした「橋渡し役」、ないしは「橋渡し」としての役割を果たすときにこそ、通訳者には上記の専門性が常に求められることになり、自身の内面より、その都度、それが引き出されることになると言える。こうした専門性は、会議通訳、コミュニティ通訳の類を問わず、いずれの通訳形態においても共通に求められる、通訳者として基本的な訳出上のスキル、すなわち「正確性」や「忠実性」に基づくものとなっている。しかしコミュニティ通訳における専門性は、もちろんそれに限定されたものではない。筆者が考えるに、コミュニティ通訳に求められるのは、多言語・多文化社会の一専門家として、個々のケースに応じながら「橋渡し役」としての役割を果たすこと、またそれを実現するうえで肝要となる、数多の力量形成に向けた取り組みを現場において実践し、振り返ることこそが、それ独自の専門性であると言えるであろう。

このような現場での内実を読み解こうとすればするほど、現在その実情に対して、さしたる認識も十分には与えられてはいないケースが目立つものの、特に相談通訳を始めとするコミュニティ通訳全般において、いわゆる会議通訳に比類する、優れた専門性が求められていると言える。

今後は果たしてどのように、こうした専門性を涵養し、またその後、会議通訳に類する専門職としての社会的認知を高めていくことができるだろうか。そのためには、本稿で取り上げたような専門性を有するコミュニティ通訳の人材を涵養するにあたり必要な哲学と、それをもととした養成のためのカリキュラムをいま一度探り、高度なプログラム化を図る必要がある。そのためには、あるいは大学院レベルにおけるコミュニティ通訳養成プログラムも必要となってくるであろ

う。今後は日本社会の多言語化・多文化化の内実に対応が可能な、真のコミュニティ通訳を養成するための教育プログラムの設計、およびそのアプローチの方法について、深く探求していきたいと考えて止まない。

[注]

¹ コースのプログラムの詳細については、本冊pp116-117を参照されたい。

[文献]

- 飯田奈美子, 2012,「対人場面のコミュニティ通訳における『逸脱行為』の分析」『Core Ethics』, 8, 立 命館大学大学院先端総合学術研究科: 27-39
- 金澤眞知子, 2005, コミュニティー通訳. In 真田伸治・庄司博史(編),『事典 日本の多言語社会』東京: 岩波書店: 65-66
- 真田伸治・庄司博史(編),2005、『事典 日本の多言語社会』東京: 岩波書店
- 杉澤経子, 2011,「多言語・多文化社会における専門人材の養成」近藤敦編著『多文化共生政策へのア プローチ』明石書店
- 関聡介, 2009, 「外国人相談「通訳」に求められる条件と課題」 『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊 2』 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター: 88-98
- 総務省, 2012, 外国人住民に係る住民基本台帳改正について. http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html. (最終アクセス2013年1月10日)
- 鶴田知佳子, 2004, 「大学院における通訳実技指導の評価の枠組み」『東京外国語大学論集』, 69, 195-202 法務省入国管理局, 2012, 平成23年末現在における外国人登録者数について(確定値). http://www.
 - moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00021.html. (最終アクセス2013年1月10日)
- 松縄順子、2007、『ニュルンベルク裁判と同時通訳』 大阪: エンタイトル出版
- 水野真木子, 2008. 『コミュニティー通訳入門』 大阪: 大阪教育図書
- González, R. D., Vásquez, V, F., & Mikkelson, H., 1991, Fundamentals of Court Interpreting: Theory, Policy, and Practice. Durham, NC: Carolina Academic Press
- Hale, S. B., 2007, Community Interpreting. New York: Palgrave Macmillan
- Mikkelson, H. 2005, The Professionalization of Community Interpreting. Retrieved on January, 10 2013, http://aiic.net/page/1546
- Naito, M, 2012, Community interpreting at the time of Great East Japan Earthquake. Interpretation and Translation, 14(1), 97-115
- Roberts, R, 1994, "Community Interpreting Today and Tomorrow," in Peter Krawutschke, ed. Proceedings of the 35th Annual Conference of The American Translators Association. Medford, NJ: Learned Information: 127-138